

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

放課後児童健全育成事業については、児童福祉法第38条の8の2の規定により、条例で基準を定めることとされました。

1 以下の事項を「従うべき基準」とします。

- ・従事する者
- ・員数

2 それ以外の事項は「参酌すべき基準」とします。参酌すべき基準は、本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、すべて国の基準に準拠するものとします。

項目・条項	国基準		従・参	本市基準案
従事する者	・「児童の遊びを指導する者」であって、都道府県が実施する研修を受講した者とする（経過措置あり） 研修（※） 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技能を補完するための研修		従	国基準準拠
員数	・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする ・20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする		従	国基準準拠
児童の集団の規模	・「児童の集団の規模」は、おおむね40人までとする。 ・「児童数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数（＝実利用人数）とする。		参	国基準準拠
施設・設備	専用室・専用スペース	・専用室・専用スペースを設けること ただし、クラブを利用しない児童との共用も可能とする ・児童1人当たり概ね1.65㎡以上を確保すること	参	国基準準拠
	その他	・静養スペースを設けること ・静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に報じたものとする		国基準準拠
開所日数、開所時間	・年間250日以上を原則とする ・平日につき1日平均3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする		参	国基準準拠
その他の基準	虐待等の禁止	・入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心	参	国基準準拠

項目・条項	国基準		従・参	本市基準案
		身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)		
非常災害対策		・ 軽便消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	参	国基準準拠
秘密の保持に関する事		・ 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	参	国基準準拠
保護者、小学校等との連携		・ 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること ・ 日常から地域の医療・保健・福祉との関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等との連携を図ること (いずれも児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	参	国基準準拠
事故発生時の対応		・ あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。(放課後児童クラブガイドラインより)	参	国基準準拠